

第11期大学分科会における部会等の設置について（案）

（ 令和3年 月 日 ）
中央教育審議会大学分科会決定

中央教育審議会令第6条第1項並びに中央教育審議会運営規則第3条第5項及び第4条第1項の規定に基づき、専門的な調査審議を行う部会等を以下のとおり設置する。

各部会等は、調査審議が終了したときには廃止するものとする。

各部会等の審議状況は、適宜、分科会に報告するものとする。

1. 質保証システム部会

（所掌事務）

設置基準、設置認可審査、認証評価制度及び情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直しについて専門的な調査審議を行う。

2. 大学院部会

（所掌事務）

大学院制度と教育の在り方（研究との連携を含む）について専門的な調査審議を行う。

3. 法科大学院等特別委員会

（所掌事務）

法科大学院教育の改善等について専門的な調査審議を行う。

4. 認証評価機関の認証に関する審査委員会

（所掌事務）

学校教育法第112条の規定に基づき、大学分科会が認証評価機関の認証に係る審査等を行うのに先立ち、専門的な調査審議を行う。

第11期大学分科会における主な検討事項（案）

大学分科会

- 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」のフォローアップ
- 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について（審議まとめ）」を踏まえたニューノーマルにおける大学教育と教職員の在り方
- 魅力ある地方大学の在り方

質保証システム部会

- 設置基準、設置認可審査、認証評価制度、情報公表の在り方等を一体とした質保証システムの見直し
- ニューノーマルにおける大学教育の質保証の在り方

大学院部会

- 第10期大学院部会の審議を踏まえた省令改正の検討
- ウィズコロナ、ポストコロナ社会も見据えた大学院における教育研究の在り方
- 博士課程修了者のキャリアパスの拡大

法科大学院等特別委員会

- 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」を踏まえた法学未修者教育の充実に係る更なる検討
- 法学部と法科大学院が連携して行う新たな5年一貫教育制度の着実な実施に向けた検討

認証評価機関の認証に関する審査委員会

- 申請のあった評価機関の認証に係る調査審議

教育再生実行会議の開催について

平成25年1月15日
閣議決定

1. 趣旨

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある。このため、「教育再生実行会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 内閣総理大臣は、有識者の中から、会議の座長を依頼する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3. その他

会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

教育再生実行会議の今後の進め方について

参考 1 - 2

令和2年7月20日 第46回
教育再生実行会議 資料4

テーマ

ポストコロナ期における新たな学びの在り方について

背景

- 新型コロナウイルス感染症拡大やそれに伴う学校の臨時休業等により、多くの学校において長期にわたり通常の教育活動が行えない状況にあった中、ICTを活用した教育環境の遅れや家庭学習の確保・支援の在り方などの課題が明らかとなった。
- 現下の状況への対応はもとより、更に今後、感染症や災害等により学校の臨時休業等を余儀なくされる事態が再び生じた場合でも、子供たちの学びを確実に保障し得る環境を整備・構築していくことが極めて重要である。あわせて、ポストコロナ期の「新たな日常」に応じた新しい学びの在り方も検討していく必要がある。
- また、今回、学校の臨時休業の長期化に備える選択肢の一つとして検討された秋季入学については、様々な課題がある一方で、教育上のメリットもあるとの意見があり、今後、コンセンサスを得られる形で検討を進めていくこととされた。
- こうしたことを踏まえ、ポストコロナ期における新たな学びの在り方について、これまで実施してきた取組や財源の在り方等も踏まえ検討を行う。

検討課題

- 初等中等教育段階においては、学校という場の重要性を踏まえつつ、今後どのような状況下においても、子供たちの学びを確実に保障するための方策 など。
- 高等教育段階においては、国際化やデジタル化の進展に対応しつつ、今回明らかになった課題を踏まえた柔軟かつ強靱な仕組みの構築 など。
- 秋季入学、学校・家庭・地域を社会全体で支えるための「新たな日常」における働き方など、教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項について議論。

フォローアップ

- 平成30年5月に取りまとめられた「これまでの提言の実施状況について（報告）」における指摘も踏まえつつ、引き続き提言の実施状況についてフォローアップを実施。

新たに検討するテーマについて：検討の枠組

教育再生実行会議

【構成員】

- ・政府：総理、官房長官、教育再生担当大臣
- ・有識者：現行有識者 + 新規有識者（2名）

初等中等教育ワーキング・グループ

- 【構成員】・本体会議有識者：主査1名、副主査2名
 ・WG委員：新たに専門家等が参画

高等教育ワーキング・グループ

- 【構成員】・本体会議有識者：主査1名、副主査2名
 ・WG委員：新たに専門家等が参画

具体的な検討課題

- 今後、どのような状況下においても、子供たちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障するための方策や、「新たな日常」に応じた新しい学びの在り方等、今後の初等中等教育の在り方

【検討事項例】

- ICTを活用した新たな学びの在り方
 （対面とICTのハイブリッド化による対話的・協働的な学びの深化、デジタル教科書の普及・促進 等）
- 感染症対応、ICT活用のための指導体制や環境整備の在り方

など

具体的な検討課題

- 国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

- 対面とオンラインのハイブリッド教育の在り方、大学設置基準等の弾力化
- 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限の多様化
 （通年入学・卒業・採用、リカレント教育の推進 等）
- 高等教育の新たな国際展開
 （オンライン教育の活用、新たな留学生政策、ジョイント・ディグリーの推進 等）

など

教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項は、必要に応じて**合同ワーキング・グループ**等で議論
 （ 秋季入学、学校・家庭・地域を社会全体で支えるための「新たな日常」における働き方 など ）

教育再生実行会議 構成員

菅 義偉	内閣総理大臣
加藤 勝信	内閣官房長官
萩生田光一	文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

◎鎌田 薫	前早稲田大学総長
○佃 和夫	三菱重工業株式会社特別顧問
秋田喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学大学院教育学研究科客員教授
漆 紫穂子	品川女子学院理事長
大竹 美喜	アフラック創業者
大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
蒲島 郁夫	熊本県知事
川合 眞紀	自然科学研究機構分子科学研究所長
北野 宏明	株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長
工藤 勇一	学校法人堀井学園横浜創英中学・高等学校長
倉田 哲郎	前箕面市長（（株）アルファ建築設計事務所上席部長）
河野 達信	周防大島町立油田小学校長、元全日本教職員連盟委員長
佐々木喜一	成基コミュニティグループ代表
三幣 貞夫	南房総市教育委員会教育長
鈴木 高弘	NPO 法人老楽塾理事長、元東京都立足立新田高等学校長
高島宗一郎	福岡市長
武田 美保	スポーツ／教育コメンテーター
平川 理恵	広島県教育委員会教育長
向井 千秋	東京理科大学特任副学長
八木 秀次	麗澤大学教授
山内 昌之	東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授
山口 香	筑波大学体育系教授、東京都教育委員会委員、元女子柔道日本代表

◎座 長

○副座長

(オブザーバー)

柴山 昌彦	衆議院議員
富田 茂之	衆議院議員

(敬称略)

(令和 3 年 4 月 1 日時点)

教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ 構成員

萩生田光一 文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

《本体会議有識者》

- ◎鎌田 薫 前早稲田大学総長
- 佃 和夫 三菱重工業株式会社特別顧問
- 大橋 弘 東京大学公共政策大学院院長

※その他の本体会議有識者は、随時出席。

《ワーキング・グループ有識者》

- 大野 英男 東北大学総長
- 喜連川 優 情報・システム研究機構国立情報学研究所長、東京大学特別教授室特別教授
- 熊平 美香 昭和女子大学キャリアカレッジ 学院長
- 迫田 雷蔵 株式会社日立アカデミー代表取締役 取締役社長
- 出口 治明 立命館アジア太平洋大学学長
- 中室 牧子 慶應義塾大学総合政策学部教授
- 日比谷 潤子 学校法人聖心女子学院常務理事、前国際基督教大学学長
- 森田 朗 東京大学名誉教授
- 柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

◎主 査

○副主査

(敬称略)

(令和3年4月1日時点)

教育再生実行会議 初等中等教育ワーキング・グループ 構成員

萩生田光一 文部科学大臣兼教育再生担当大臣

(有識者)

《本体会議有識者》

- ◎佃 和夫 三菱重工業株式会社特別顧問
- 鎌田 薫 前早稲田大学総長
- 漆 紫穂子 品川女子学院理事長

※その他の本体会議有識者は、随時出席。

《ワーキング・グループ有識者》

- 今村 久美 認定 NPO 法人カタリバ代表理事
- 神長 美津子 元國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授
- 北村 友人 東京大学大学院教育学研究科教授
- 貞広 斎子 千葉大学教育学部教授
- 田村 嘉浩 学校法人田村学園理事長
- 長谷部 健 渋谷区長
- 藤村 裕一 鳴門教育大学大学院遠隔教育プログラム推進室長・教授
- 堀田 龍也 東北大学大学院情報科学研究科教授、東京学芸大学大学院教育学研究科教授
- 松岡 亮二 早稲田大学留学センター准教授
- 溝上 慎一 学校法人桐蔭学園理事長、桐蔭横浜大学学長・教授

◎主 査

○副主査

(敬称略)

(令和3年4月1日時点)

教育再生実行会議 両ワーキング・グループで共通して検討が必要な事項 —主な論点—

【検討課題】

秋季入学、学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるためのニューノーマルにおける働き方など、教育分野に留まらず社会全体で検討が必要な事項について

【検討事項例】

1. 秋季入学への移行についてどのように考えるか

- ① 導入のメリットと課題、就職など社会との接続、社会のコンセンサス等
- ② 大学における秋季入学の現状を踏まえた学事暦・修業年限の多様化
- ③ 上記①②の検討も踏まえつつ、初等中等教育段階における学事歴・修学年限の在り方の検討（就学年齢・学齢区分の在り方や就学前教育への影響を含む。）

※大学と初等中等教育以下とでは状況が異なるため、分けて議論すべきではないか。

※秋季入学については、本年 4 月以降の政府の検討においては、就学年齢の後ろ倒しを前提に検討されたが、国際的な就学・卒業年齢の遅れや待機児童の増加など解決困難な課題があった。これに対し、前倒しすべきとの意見もある。これらを踏まえ、幼児教育の果たす役割や、義務教育における子供の発達段階を踏まえた教育内容・方法等の観点を十分に考慮し、議論を深めるべきではないか。

2. 学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるためのニューノーマルにおける働き方などについて、どのような取組が考えられるか

- 学校・家庭・地域における教育に保護者をはじめ大人が関わっていく方策について、テレワーク等による新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの推進も含めた在り方
- 子供たちの創造的な活動を支援するため、学校・家庭・地域や企業の取組の在り方

教育再生実行会議 高等教育ワーキング・グループ

—主な論点—

【具体的な検討課題】

国際的な大学の競争・連携やデジタル化の進展に対応するとともに、今回明らかになった課題を踏まえた、柔軟かつ強靱な仕組みの構築等、次世代の高等教育の在り方

【検討事項例】

1. ニューノーマルにおける大学の姿とはどのようなものであるべきか
 - 時間・場所にとらわれず、社会人のリカレント教育も含め、多様な学修者が学び合い、高め合うことのできる知的創造空間の提供
 - 対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質化
 - 学内における教育資源の重点化を通じた多様な学びを後押しする体系的できめ細かな教育の提供

2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略はどうあるべきか
 - ニューノーマルに対応する国際学生交流の展開手法
 - 留学生30万人計画の振り返りと今後の留学生政策
 - 日本の優位性を引き出し、国際競争力の向上に資する教育研究の在り方

3. それらを実現するために必要な方策とは何か
 - 対面とオンラインとのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕組みの構築や環境の整備、質保証の在り方（大学設置基準の弾力化など）
 - 社会との接続の在り方や学事暦・修業年限を含めた学びの多様化・複線化（通年入学・卒業・採用など）
 - ニューノーマルにおけるグローバルな目線での新たな高等教育の戦略を踏まえた支援方策（国際JD制度の柔軟化など）

教育再生実行会議 初等中等教育ワーキング・グループ
—主な論点—

【具体的な検討課題】

今後、どのような状況下においても、子供たちを誰一人取り残すことなく学びを確実に保障するための方策や、ニューノーマル（新たな日常）における新しい学びの在り方等、今後の初等中等教育の在り方

【検討事項例】

1. ICTの本格的導入を含めニューノーマルにおける新たな学びはどうあるべきか
 - ICTの活用や、対面と遠隔・オンラインのハイブリッド化による協働的な学びの深化、個別最適な学びの実現
 - ICTの活用により危機においても学びを継続するとともに、全ての子供たちの学びを確実に保障するための方策
 - デジタル教科書・教材・コンテンツの本格的活用に向けた方策
 - 個別最適な学びの実現に伴う修業年限の在り方、学びの複線化

2. 感染症対策、ICTの本格的導入のための指導体制や環境整備はどうあるべきか
 - 国内外の児童生徒の学びの保障のため、令和時代のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境の姿」とその中での少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備、ICTや関連する施設設備等の環境整備や、そのための財源の在り方
 - 個別最適な学びのための多様な教師集団の在り方、養成・採用・研修等を通じた1人1台端末環境等における教師のICT活用指導力の向上、ICT活用方法等の支援
 - 教育データの収集・分析・利活用の加速化に向けた方策

高等教育ワーキング・グループ等における主な意見の整理

※ 高等教育WG、合同WG、本体会議（第46回、第47回）、デジタル化TF
（高等教育関係）の主な意見概要を基に事務局において作成

1. ニューノーマルにおける大学の姿

(1) 大学の在り方（全般）

- ポストコロナにおける大学の姿として、
 - ・ コロナ禍の拡大や新興・再興感染症の感染拡大が生じた場合でも学生の学びを保障できる高いレジリエンス
 - ・ 資源の有効活用（教育リソースの広域的な共有化、遠隔・オンライン教育と対面授業の双方の利点を生かした教育施設、カリキュラム構成、単位認定の在り方）
 - ・ 学びのスタイルの多様化・複線化（いつでも・どこでも・だれでも・何度でも）
 - ・ 社会のニーズに対応する教育等が考えられる。
- 今後、高等教育のデジタルトランスフォーメーションが実現されるように強力に後押しをする体制と環境整備が必要。
- 大学は単に学問を修得するだけではなく、課外活動などを通じて社会性を身に付ける場でもある。オンキャンパス、オフキャンパスの経験総体が大学であり、学生同士や学生と教員との交流や議論等を通じて全人的な教育が行われることが大学の価値。遠隔・オンライン教育で代替できるのは教育の一部であり、オンライン至上主義になってはいけない。

(2) 遠隔・オンライン教育

- コロナ禍がなくなっても、遠隔・オンライン教育を受けるといった状況が後戻りすることはあり得ない。教育のデザインを見直す機会であり、ハイブリッドな学習をデザインすることは、大学への新たな期待にも適合する。
- 遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、対面授業ではいけないことは何かなどについて精査が必要。遠隔・オンライン教育と対面授業の双方の利点を生かすことにより、学びのスタイルも多様化し、より効果的な教育が実現できるのではないか。
- 世界で2番目にネットワークの環境が良く、地方でも遠隔・オンライン教育ができるという我が国が持っている優位性を認識すべき。これを生かすことによって、高等教育をデータ駆動に、エビデンシャルにするということが、かなり有効にできてくる。

<遠隔・オンライン教育のメリット>

- ・ 通学の時間を勉強に使うことができる
- ・ チャット機能の活用等により教員に質問しやすい（心的抵抗感が低い）
- ・ 国内外の他大学・キャンパスの講義を受講しやすい
- ・ 社会人のリカレント教育に有効
- ・ 学生が何を学んだかのログが取り、教育の効果をアウトカムレベルで評価できる

- ・ LMSを使うことにより、宿題を出していない、録画を見ていないことなどがすぐ分かり、学生に寄り添った教育、エビデンスに基づく教育ができる
- ・ 教員は一人一人の状況に合わせたディスカッションやきめの細かい指導により注力でき、個々の大学の特徴に合わせた教育ができるようになっていく。
- ・ 肢体が不自由な障害者等の方々が、障害を飛び越えられる可能性がある
- ・ 限界コストを下げることから、良質な大学教育にアクセスできる人が増える

<遠隔・オンライン教育のデメリット、課題>

- ・ 宿題や課題が増える傾向にあり、疲弊するとの声がある
 - ・ 特に学部1年生は、他の学生とコミュニケーションが取れない、友達が作れない、授業に集中できないといった回答が非常に多い
 - ・ 視覚障害者や聴覚障害者は、オンライン化のメリットを受けづらい部分もある
 - ・ 資料を配るだけなど、質の低い授業を行う教員もいる
 - ・ 例えば、一日のうちで対面、遠隔、対面といった順序で授業を取ると、その間に学生は大学に滞留することとなる、他学部・研究科の授業を取るとパターンが無限大になるなど、遠隔・オンライン教育と対面のミックスは簡単ではない
 - ・ 学生間の公平性を確保しながら、いかに達成度を適切に評価するかが課題（問題形式や回答方法の制約があり、教員が理想とする形での成績評価を行うことは難しい）
 - ・ オンラインで聞いている学生とリアルで聞いている学生が同時に並行するハイブリッドは、授業の手法としてかなり難しい。
- 同時双方向の授業とオンデマンドの授業は相当形態が異なることなども踏まえ、どのように遠隔・オンライン教育のコンテンツのレベルを上げ、質の担保を行うのかが重要。
 - 通信制課程におけるメディア授業は、面接授業と同等の双方向性、丁寧な指導体制があって初めて成立する。遠隔・オンライン教育と対面授業のハイブリッド型の展開は、双方向性が担保されるべき。
 - 遠隔・オンライン授業により、素晴らしい授業を世界中から見ればよいではないかという人もいるが、一人の教員がすべての学生の面倒を見られるわけではない。教学をどのようにマネジメントしていくか、個々の教員の資質だけでなく、研修などを通して集団としての教員の底上げをどう図っていくかが重要。
 - 遠隔・オンライン教育は、属性（学力、性別、学年等）によって効果が異なる。「誰にとってどのような効果があるのか」などを確認する検証等を行い、エビデンスに基づいて効果的に取り入れることが重要。その際、今回のコロナ禍の状況における大学生活への不満と遠隔・オンライン教育の問題点は区別して評価をすべき。
 - 大学設置基準において、学部における遠隔・オンライン教育の単位数は60単位が上限とされているが、長期的な高等教育の在り方を考えると、これまでの通学制と通信制の区分ではなく、より柔軟な単位数について考えていくことが重要ではないか。
 - 通学制と通信制を融合させることも将来的にはあると思うが、今すぐやるのは難しいと考えると、通信教育課程を拡充させることが制度的にはやりやすいのではないか。

(3) リソースの共有、開放

- 国内外のキャンパスとの連携、他大学との広域的な連携による遠隔・オンライン教育、リカレント教育の推進や単位互換の推進などにより、教育のリソースを国内外で共有化し、様々な大学の教育リソースを有効活用できるような仕組み作りが重要。
- (丁寧な指導体制等がない) 遠隔・オンライン教育が中心になるとコストがかなり削減できるが、大学の研究者が仕事を失うことになれば、日本の教育や研究基盤を守れるのかという問題がある。

(4) デジタル化への対応 (学務等のデジタル化、人材育成等)

- 横串を刺して学務システム全体を変えていくような考え方でデジタル化を進めていくことが重要。
- 「フローニンゲン宣言ネットワーク」(世界市民のための電子学生データ・エコシステム)では、学修歴証明書のデジタル化が国際的な協調の下に進んでいるが、学修歴を電子認証化することはマスト。国際交流の進展だけでなく、あらゆる学生の生涯教育についても非常に重要。
- 高等教育における学修歴証明書等は、コンソーシアムに限らず、例えば、AACSBなど一定の国際認証を持っている大学を巻き込んで、幾つかの大学でまとめて学修したことを合算して修士号や博士号を将来取得できるようなビジョンを持つべき。
- 学修歴証明書については、企業から見ても、リカレント教育でデータが活用できる方向性も考えられるので、ぜひ拡張性を高めることを検討の中に入れてほしい。
- 学修歴証明書により、特定の能力を自ら証明できるように流通させると、大きなインパクトがある。特に人材の需給ギャップが大きい分野、現在であれば数理データサイエンスの分野などでデジタル化を推し進めて履修証明を普及させ、社会人のリカレント教育が推進されるようにする視点は取り入れるべき。
- 教育データ・サイエンティストといった専門性を持つ人材の育成が欠かせない。大学の学部・大学院での教育をもっと重視していき、政令指定都市以上の教育委員会には少なくとも1~2人配置できる体制を日本全体でつくる必要がある。

(5) 教学の改善、質の保障、教育成果の測定

- 学生の授業外の学修時間は、平均4.8時間。授業科目の精選・統合や、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込みなど、「教学マネジメント指針」を踏まえた対応が重要。勉強せざるを得ないようなシラバスづくりがないと、学修時間は増えない。
- 数理的知識、推論、データ分析などのリテラシーに加えて、リベラルアーツなどを通して涵養される論理的思考力と規範的判断力、課題発見・解決力、未来社会の構想・設計力が重要。文理を問わず広い能力が必要であり、また、従来以上に大学院レベルまでの教育を重視する必要がある。大学において十分な学修経験時間を確保することも必要。
- 教育の質の保証が大事。学修成果、アウトカムは卒業後に現れるので、追跡調査することによって質を担保していく方法があるのではないかと。教育版の国勢調査を行うべき。

- 我が国に足りないものの一つは、学生を在学中から卒業後まで追跡していくデータであり、そのデータから大学教育の質を計測し、教育の成果を高めるために大学が何をすべきかという指針を策定すべきではないか。
- 大学卒業後の成果の情報と照合し、大学に対する投資の費用対効果を評価した研究は、出口における質保証を考える上で極めて有用な材料を提供してくれる。我が国でもこうした研究を進めるためには、同一の学生を長期にわたって追跡したデータを構築することや、行政データ、大学の業務データを照合し、利用することが重要である。そのため、課税情報の研究利用を可能とすることを要望する。
- 条件を一定にして対面と遠隔・オンライン教育の効果を比較する研究は、やろうと思えば今でもできるが、日本の場合は、大学の中で実験をすることに抵抗があるという人も少なくない。もう少し大学の質保証を考えるための実験というものに寛容な文化が醸成されるとよいのではないかと思う。
- 大学設置基準は一律の最低限の質保証という意味では重要であるが、一律というのは大学の機能分化が進む中で見直す必要があるのではないか。大学がステークホルダーとの対話を重視したエンゲージメント型経営に移行するためには、実質的、効率的かつ簡素な大学の質保証、評価システムが確立されるべき。

(6) 入試、定員管理

- 入試にあまりにも精力を注ぎ過ぎ、卒業は簡単というのは大学教育としては適切ではない。しっかりと成果を得た人に卒業してもらおうという本来あるべき姿に戻していく上で、遠隔・オンライン教育は非常に有効な手段になるのではないか。
- 遠隔・オンライン教育は教室のキャパシティを取り払うことができる。理想としては、かなり自由に入学をさせて、アウトカムで評価をする方向に向かうべきではないか。修得主義をもっと徹底していくことが重要ではないか。
- 理念的可能性としては、幅広く入学を認めてオンラインで受講できるようにして、単位取得でセレクションを行い、十分な単位取得できた者が対面授業に参加するという仕組みが考えられる。入試に過度のウエイトをかけた入口での質保証から出口における質保証へのシフトが可能となり、大学にとっての入試の負担も軽減できる。とはいえすぐに実現は難しく、現実的な対応策としては大学の通信教育課程を、遠隔・オンライン教育を充実させる形で拡充させることが1つのステップとして考えられる。そのための財政的支援も必要。
- 通信教育課程は、入学は簡単だが卒業は厳しいという日本の大学が目指してきたことを実現している。
- 優秀な卓越した留学生について、国立大学の学生定員管理の外枠にするとともに授業料を自由化するべき。

(7) 学生への支援

- 中間所得層への支援の拡充が喫緊の課題であり、オーストラリアのHECSという制度について検討すべき。また、コロナ禍により、教育格差が大きく出てきており、今後、

感染拡大等により家計急変世帯やアルバイト収入の減少に対する奨学金等の支援が常態化していくと考えられ、海外の例も参考に支援策の検討することが必要。

- 経済的な理由から大学での退学が増えているが、一度退学しても簡単な手続で復学できるシステムを作してほしい。
- 留学生への支援については、国際的な学生交流の再活性化を目指して、拡大と充実を図りながら、留学生の移動について経済的な支援の在り方を検討することが必要。
- 障害学生のみならず、様々なマイノリティーへの支援の拡大、キャリア教育と就職支援にも力を入れていく必要がある。また、コロナによる教育の過渡期の谷に落ち込んだ今の新入生をどう救っていくのかも喫緊の課題。
- 我が国の大学院生の多くが修士で卒業し、大学院の機能が職業訓練となっていることは、科学技術の競争力の面で大きな阻害要因。大学院生がアルバイトに過度に時間を費やすことなく研究に専念できるような状況を作り出すことが必要。

2. グローバルな目線での新たな高等教育の戦略

(1) 留学生の獲得、質の向上

- ポストコロナを見据えたとき、留学生全体を大きく受け入れていくために、遠隔・オンライン教育の活用は不可欠。遠隔・オンラインである程度の授業を受けて、基礎知識を持った人が日本の大学にやってきて、リアルな交流をする形をつくる必要がある。
- コロナ禍での急速な遠隔・オンライン教育の普及に伴い、国際的な学生の獲得競争が既に始まっている。その観点では、アジアの優れた学生をいち早く獲得するとともに、日本の優れた学生の頭脳流出が生じることのないようにしなければならない。そのためには、各大学が遠隔・オンライン教育の質を高める方向で投資を行うようなインセンティブや制度設計が重要。
- 優秀な留学生の戦略的獲得が必要。30万人の目標は達成されたので、これからは質を重視すべき。特に、国際競争力がある研究大学が先頭に立つべきであり、学部留学生比率をできるだけ早期に10%から20%に引き上げる努力をすべき。
- 優秀な卓越した留学生について、国立大学の学生定員管理の外枠にするとともに授業料を自由化するべき。〔再掲〕
- 世界で活躍できる人材を育成するためには、例えば日本人以外の学生比率を3割といった大学をつくっていくという観点が必要ではないか。秋入学をやり、英語基準で学生を採れば、卓越した留学生が集まる蓋然性が高い。
- ファウンデーションコースをしっかりとやり、日本文化にある程度のなじみがあるような形をつくることが重要。また、留学生を地域で受け入れるため、民官学の連携が必要。
- 入学制度のグローバル化、具体的にはIBや、A-levelなどのスコアの評価・特別入試の整備が必要。また、ファウンデーションコースとして日本語の速習コースの開設、日本語の能力向上の条件付きの合格やビザの発行、外国人留学生の費用の値上げ、IBやA-levelの資格を持つ海外からの入学者を定員の枠外とすること、も検討すべき。

- インターナショナルスクールは、優秀な留学生の獲得には非常によいターゲット。グローバル教育を提供している団体と協力することにより、世界のインターナショナルスクールに日本の大学の優れた教育を紹介する機会も得られる。
- 日本の大学は魅力が非常にあるが、発信力が足りない。オンラインも活用して、アジアの高校生向けに、魅力的な大学の講義や様々な専門性、日本の社会文化的な良さを示し、日本型の高等教育とは何なのかを伝えるのが大事。日本政府も、日本で勉強することの魅力をもっと全面的に発信すべき。
- 伝統工芸、漫画を含めたアート、日本食など、日本の文化を全面的に出すようなカリキュラムを高等教育の中に取り入れて、修得する期間をフレキシブルにするなど、これまでの概念を少し拡大して考えるともっと魅力が出るのではないか。
- 企業でも英語だけで大丈夫という環境をつくれるかどうか、優秀な学生を取れるかどうかのポイント。大学でも英語だけの履修がどこまで可能なのが大きな課題ではないか。
- 研究の段階では手厚い支援、大学院博士課程で研究員としての給料が支払われるといったことがないと、グローバルには魅力あるものとして映らないのではないか。

(2) 留学生の就職

- 卒業後も日本で働いて、キャリアを形成する機会を積極的に提供していくことも大事。大学の留学プログラムの中で長期のインターンシップを組み込むとともに、大学や地方自治体、産業界が連携して、高度職業人材の雇用を促進することも重要。
- 日本にもなじみ、高学歴で向上心も強い留学生は、我が国の新しい産業を生み出す可能性として位置づけるべき。産業界でも、日本語の方以外の能力もアセスメントする形にならないと、日本での就職はなかなかうまくいかない。

(3) 日本人学生の留学

- 日本人学生の海外留学のほとんどが短期であることは大きな課題。産業界と連携し、例えば1年留学した人達が就職で不利益にならないような対応を考えていくことが必要。
- コロナ禍の状況の下で、COIL型教育をやっていたのでスムーズに遠隔・オンライン教育ができたという声を多く聞いている。今後の流れの一つとして、このCOIL型教育は大きな一本の柱になる。
- 協定校と合意した上で、オンラインでの海外の授業の履修をきっかけに留学に興味を持ってもらい、帰国後も留学先の授業を履修できるような仕組みもできるのではないか。また、経済的・家庭の事情等で長期間の渡航ができない学生にとっても、オンラインで海外の授業を履修して、国際体験を積める機会は重要。
- 留学の効果検証を行うと、誰がどのような能力を高めることができたのかを知ることができ、プログラムのブラッシュアップ、次の政策形成に生かしていくことができる。

(4) 学事暦、修業年限の多様化・柔軟化

«入学時期：春か秋に一本化ではなく、柔軟化・多様化すべき»

- 9月にしか入学できないという制度にしてはならない。大学の入学と卒業の時期を柔軟化することで大学の国際化を実現し、学生の選択肢を増やすということが非常に重要。入学と卒業の時期を柔軟化することが、国際化の意味でも就職という面でも学生を有利にするのではないか。9月入学の議論において一番重要なのは、教育を受けている人たちの教育成果が目標になるべきであって、それ以外のことは後回しにして考えるべき。
- 教育の国際化という目標に関しては、過去の研究において、奨学金等の経済的な理由や、語学力の低さといった複数のボトルネックが指摘されている。秋入学を実施したからといって、それで一気に国際化が進むと予想している研究はなく、それ単体で国際化が一気に進むということは考えにくいので、国際化のボトルネックを丁寧に洗い出し、どの課題を優先して取り組むかという議論こそ重要なのではないかと考える。
- 大学について、人生もキャリアも多様化している時代なので、秋入学というよりも、入学の時期あるいは卒業の時期の柔軟化という方向に向かうべきではないか。
- 全ての学校種で秋入学を考えていくのではなく、まずは大学で柔軟な取組にしていくことが大事。また、飛び入学は、高校卒業資格が得られないので、この制度設計はしっかりして、より力のある人材育成を高大接続によって図っていくことは新しいトピック。
- 留学生を増やしていけば、秋入学は増える。4月入学は日本語中心のコース、秋入学は英語のみのコースとして、入学前研修も含めて接続を良くしていく。就職についても自然に春就職と秋就職で多様化していく。
- 春か秋かではなく柔軟に多様化していく。そのために四学期制を積極的に入れていくことが、国際化と同時に、社会人等が開かれた大学をつくる上で有効ではないか。

«入学時期：秋に一本化する方向で考えるべき»

- 今の受験の時期は、日本で一番気候が悪い。一斉に春入学、秋入学と決めるのではなく、5年程度の移行期間を設けてどちらでも選べるようにすることで、自然に秋入学へ誘導していくことが好ましい。年に2回入試を実施するのは手間もかかるため、何らかのインセンティブは不可欠。国としての大きい目標は秋入学をベースに置き、5年くらいのターゲットを設けて実行するべき。
- 春秋入学の問題は、理念とか方向性のウエイトをもっと考えるべき。秋入学も大きい方向としては当然で、学年団の変更を考えるべき。大きい方向さえ合意できれば、5年とか10年という時間軸の中で考えていけばよい。
- 春入学の学生は日本語で、秋入学の学生は英語で学ぶというやり方では、日本人学生と留学生の融合ができないのではないか。秋入学へそろえていくことが大事ではないか。

«入学時期：秋に一本化する場合の初等中等教育への影響»

- 幼児教育まで含めて考えたときには、秋季入学への移行は負担が大きい。

- (幼児教育の) カリキュラムを全面的につくり直していくのは相当な負担がかかり、非常に混乱も大きくなる。特に移行期の場合には人数も毎月増減する可能性もあるとなると、今の人員や園の環境の中ではできにくい。
- 5歳後半は非認知能力や協同性を培う上で大きな意味を持ち、5歳前半で小学校になると十分な達成がなされない。2歳5か月は排泄の自立も成り立たず、乳幼児期の発達は変えられない。秋入学で大学に合わせて全体を変える発想でなく、教育の質や効果上がるありようを考えることが重要。目の前や移行期間の子供を犠牲にしてはならない。
- 初等中等教育に関して、秋入学への移行はあり得ない選択ではないか。このVUCA時代で、学校教育が根本的に変わっていくことが求められる中、これ以上の負荷を現場や教員に求めることは、求めた割には得るものが何もないということになる。

《その他：日本人学生と留学生の交流、四学期制、就職、大学への支援等》

- 修士・博士課程ではすでに日本人学生が秋から入学しており、入口をどこに定めるかは本質的な問題ではない。積み上げ型の科目を考えたとき、春・秋双方に日本語と英語の教育プログラムを用意することができればよいが、上手くいかない例もある。多様性を確保しつつスタートを春・秋とすれば、コース編成も最初は順調にいく。
- 日本人学生と留学生が融合するかどうかは、入学時期の問題ではなく、大学としてどのような仕組みを作るかの方が遙かにウエイトが大きい。
- 留学生も、日本人と同じクラスで英語で学びたいという人もいれば、日本語で高度な専門教育を受けたいという人もいるので、負担は大きいですが、両方に対応できるようなシステムを作っていくしかないのではないかと。
- 四学期制の導入が進めば、4月入学を維持したままで学事暦を多様化することができるので、現実的な選択ではないか。留学対応、リカレント教育にも向いている。
- 年齢フリーで考えることが大事。修業年限の考え方を柔軟化し、高校生でもある程度大学の勉強をして、それは単位に換算、修業年限に通算できるようにしてもいいのではないかと。また、海外から日本の大学への入学資格についても、学力があれば年齢はなくてもいいのではないかと。国際バカロレアやアドヴァンスト・ブレースメントの単位認定も大学の判断に任せてもらってもいい。修士課程や博士課程についても標準修業年限を外して考えていいのではないかと。1年制修士課程の拡大、長期履修の促進、大学院の標準修業年限の柔軟化が必要。
- 企業の採用選考活動は、経験者採用の増加、海外大卒の積極的な採用などによって既に多様化・複線化が進んでおり、コロナ禍によって通年採用やジョブ型の採用が加速する。産業界は、大学のさらなるグローバル化が必要と考えており、大学による学事暦・修業年限の見直し・多様化についても積極的に対応していきたい。
- 修業年限の柔軟化や入学・卒業時期の柔軟化は必要だが、大学が実際に実行に移すためには、教員のみならず職員の増加とキャパシティビルディングが必要。
- 柔軟化・開放化を進めるインセンティブとして、秋入学の導入や社会人を受け入れる大学への財政支援が必要。

- 大学の一つの理想形は入学随時、受講随時、卒業随時にある。これは遠隔・オンライン教育で実現できる。
- 大学から大学院にかけて秋入学を実施しながら、それまでのところで春のままという選択があるとすると、ギャップのある時期をどう使うのか、その是非についても統一的に考えることが必要。大学入試のシステムを変えることなく、小中高と大学以降との入学時期に違いを持たせるのはかなり難しい。

(5) ジョイント・ディグリー

- ジョイント・ディグリーはほとんど大学院であるが、大学院では多数の国費留学生が学んでいる。現状では、これらの留学生が海外に行くと国費がストップしてしまうので、様々なプログラムに参加できるようにすることも重要。
- ジョイント・ディグリーは、国立大学の修士又は博士のプログラムが多いが、ジョイント・ディグリーはもっとたくさんできてもいい。今の日本のシステムでは大学設置審の審査が必要だが、届出制とし、各大学・専攻で推進できるフレキシビリティの高い仕組みにすればよいのではないか。ただし、何らかの形での質保証は今後が考えていくべき課題。

3. 社会との接続の在り方

(1) 社会との接続（就職等）

- GPAなど成績重視採用、通年採用がグローバルな常識であり、大学の成績や学歴を重視した採用基準にして、学生が数か月就職活動に専念するような慣習を改善してほしい。
- 就職活動が学業を圧迫している。修士であれば、就職活動の間は在学期間のカウントを止めて、2年半かけて卒業すればよいとするなど、修業年限を弾力化することが重要ではないか。
- 企業の採用選考活動は経験者採用の増加、海外大卒の積極的な採用などによって既に多様化・複線化が進んでおり、コロナ禍によって通年採用やジョブ型の採用が加速する。産業界は、大学のさらなるグローバル化が必要と考えており、大学による学事暦・修業年限の見直し・多様化についても積極的に対応していきたい。〔再掲〕
- 中長期的には入学・卒業時期、在学年数の一層の多様化・複線化が必要であり、雇用の仕組みも、メンバーシップ型とジョブ型の組合せによる新しい形ができてくる。
- 大学における学びを細かく認証（サーティフィケート）し、それを企業や役所が評価していくという仕組みがなければ、本当のジョブ型となるのは難しいのではないか。
- ジョブ型インターンシップについては就活ルールとの関係をどう考えるかに尽きる。例えば大学院生に限り就活ルールの対象外にするという方法も考えられるが、他方で学部生の長期のインターンシップは議論が必要である。また、欧米企業で行われている卒業後のインターンを経た就職という形態は、互いのマッチングという意味でも非常に有効な方法ではないか。
- 首都圏の大学が人気があるのは、首都圏での就職を見据えた需要があるということ。卒業後の進路が魅力的であるよう、大学が地元の企業や自治体と連携することは重要。

- 企業は、スタディログやGPAなどで判断して採用を考えるようになっている。その中で、大学の定員を考え直すべきではないか。ITを利用して大勢の人を入学させて教育し、仕上がらなかった人は途中で辞める。辞めてもそれを受け入れる準備ができています。
- 社会との関わりのさらなる深化では、今、AI・数理・データ教育が重要。

(2) リカレント教育

- 遠隔・オンライン教育は企業にとっても送り出しやすく、リカレント教育が非常にやりやすい。科目等履修生の制度を活用、修業年限の弾力化などにより、通学期間を短くして在職のままの大学院入学を促進したり、学期・年度におけるオンライン授業の集中履修など、ハイブリッド型のリカレント教育課程を検討したりすることが考えられる。
- 学位と学びを分けて考えるべき。学位が取れなくても、誰もが大学の学びに触れる機会を持てるよう、教育カリキュラムを広く社会に公開することで、社会全体の知のレベルアップにもつながるのではないかと。
- 企業の社員を大学に派遣する費用の税額控除、教育DXを加速させ社会人の教育へのアクセシビリティを飛躍的にさせることが必要ではないかと。
- 大学通信教育は、リカレント教育、社会人の学びの場として、通学と同水準のものを提供していくという社会的使命を果たしている。教育水準の確保が、卒業生たちがプライドを持って社会参加をしていくためにも必要。

4. 施設設備

- 遠隔・オンライン教育実施のための抜本的なハード整備や学生の受講環境整備のための財政的支援が必要。
- 「新たな日常」に対応するため、老朽施設の戦略的リノベーション等により、施設の換気・空調やフレキシブル化・分散化、トイレの衛生面、ICT等に考慮した環境を推進し、学生や研究者、教職員だけでなく様々なステークホルダーにとって魅力のあるキャンパス空間の実現を目指し、新しい整備の方向を考えていくことが必要。
- 大学のキャンパスの在り方として、あらゆる分野の人たちが共に創造活動を展開する共創の拠点、食堂や寮、屋外空間等も含めキャンパス全体が有機的に連携した共創の拠点としての「イノベーション・コモンズ」という方向性を提案したい。
- 高専について、校舎、学生寮の整備等にあわせて施設の非構造部材の耐震化を図るなど、安全安心な教育環境の確保に努めるとともに、国際寮の整備に着手するなど、高度化・機能強化に資する取組を推進することが必要。

我が国の科学技術行政体制

内閣総理大臣

内閣府 特命担当大臣（科学技術政策）

※内閣総理大臣の特命を受け、科学技術政策の総合調整並びに基本計画の策定等の総合調整と密接に関連する事務を行う。

総合科学技術・イノベーション会議

- 科学技術政策の企画及び立案並びに総合調整
 - ・内閣総理大臣を補佐する「知恵の場」。
 - ・科学技術の振興を図るための基本的な政策の調査審議を行う。
 - ・予算等資源の配分の方針など、科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進のための環境の総合的な整備に関する重要事項の調査審議等を行う。等

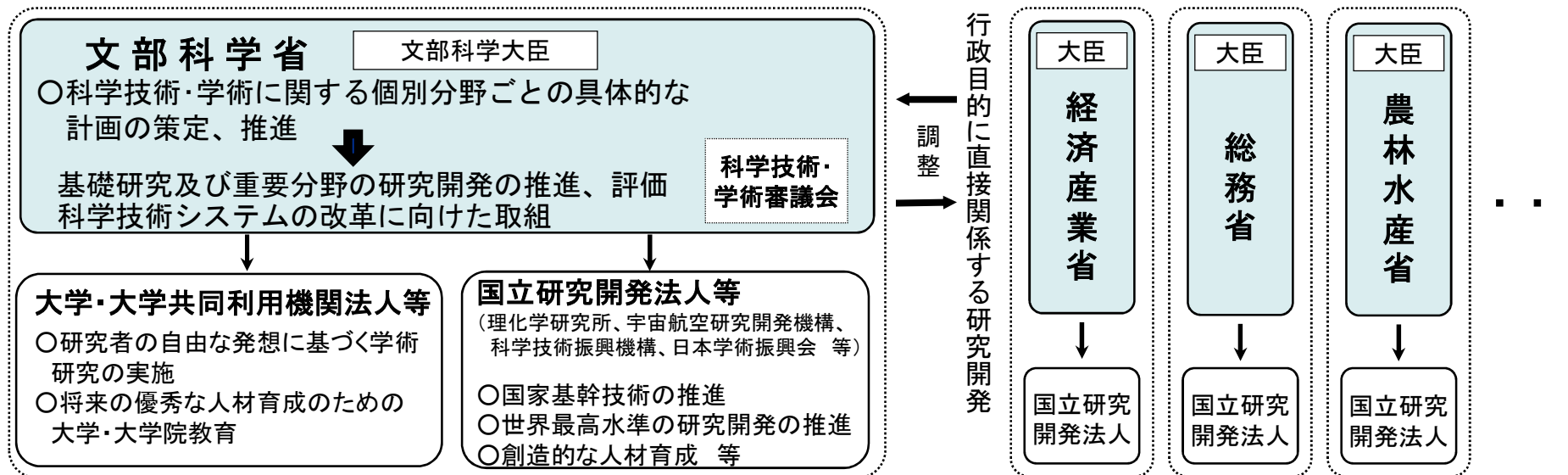
【構成員】

内閣総理大臣（議長）、科学技術政策担当大臣、その他関係閣僚、有識者議員

大臣等政務三役と総合科学技術・イノベーション会議有識者議員との会合

- 総合科学技術・イノベーション会議としての重要な議論、決定を機動的に行う場として、以下の事項を検討・整理
 - ・ 総合科学技術・イノベーション会議で調査審議する事項
 - ・ 総合科学技術・イノベーション会議が取扱いを委ねた事項
 - ・ 政務三役が検討・整理を求めた事項

基本方針及び基本計画の提示・総合調整等



総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)

1. 機能

内閣総理大臣及び内閣を補佐する「知恵の場」。我が国全体の科学技術を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行う。平成13年1月、内閣府設置法に基づき、「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置(平成26年5月18日までは総合科学技術会議)。

2. 役割

- ① 内閣総理大臣等の諮問に応じ、次の事項について調査審議。
 - ア. 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策
 - イ. 科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の方針、その他の科学技術の振興に関する重要事項
 - ウ. 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項
- ② 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発を評価。
- ③ ①のア. イ. 及びウ. に関し、必要な場合には、諮問を待たず内閣総理大臣等に対し意見具申。

3. 構成

内閣総理大臣を議長とし、議員は、①内閣官房長官、②科学技術政策担当大臣、③総理が指定する関係閣僚(総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣)、④総理が指定する関係行政機関の長(日本学術会議会長)、⑤有識者(7名)(任期3年、再任可)の14名で構成。

総合科学技術・イノベーション会議有識者議員 (議員は、両議院の同意を経て内閣総理大臣によって任命される。)



上山隆大議員
(常勤)

元政策研究大学院
大学教授・副学長

(19.3.6~22.3.5)
(初任: 16.3.6)



梶原ゆみ子議員
(非常勤)

富士通(株)
執行役員常務

(18.3.1~24.2.28)
(初任: 18.3.1)



小谷元子議員
(非常勤)

東北大学 理事・副学長、
材料科学高等研究所主
任研究者、理学研究科
数学専攻教授

(19.3.6~22.3.5)
(初任: 14.3.6)



佐藤康博議員
(非常勤)

(株)みずほフィナ
ンシャルグループ
取締役会長

(21.3.1~24.2.28)
(初任: 21.3.1)



篠原弘道議員
(非常勤)

NTT(株)
取締役会長

(19.3.6~22.3.5)
(初任: 19.3.6)



橋本和仁議員
(非常勤)

国立研究開発法人
物質・材料研究機
構理事長

(18.3.1~24.2.28)
(初任: 12.3.1)



藤井輝夫議員
(非常勤)

東京大学
総長

(21.3.1~24.2.28)
(初任: 21.3.1)



梶田隆章議員
(非常勤)

日本学術会議
会長

[関係行政機関の長]

現状認識

国内外における情勢変化

- 世界秩序の再編の始まりと、科学技術・イノベーションを中核とする国家間の覇権争いの激化
- 気候危機などグローバル・アジェンダの脅威の現実化
- ITプラットフォームによる情報独占と、巨大な富の偏在化

新型コロナウイルス感染症の拡大

- 国際社会の大きな変化
 - 感染拡大防止と経済活動維持のためのスピード感のある社会変革
 - サプライチェーン寸断が迫る各国経済の持続性と強靱性を見直し
- 激変する国内生活
 - テレワークやオンライン教育をはじめ、新しい生活様式への変化

加速

科学技術・イノベーション政策の振り返り

- 目的化したデジタル化と相対的な研究力の低下
 - デジタル化は既存の業務の効率化が中心、その本来の力が未活用
 - 論文に関する国際的地位の低下傾向や厳しい研究環境が継続
- 科学技術基本法の改正

科学技術・イノベーション政策は、自然科学と人文・社会科学を融合した「総合知」により、人間や社会の総合的理解と課題解決に資するものへ

「グローバル課題への対応」と「国内の社会構造の改革」の両立が不可欠

我が国が目指す社会(Society 5.0)

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会

【持続可能性の確保】

- SDGsの達成を見据えた**持続可能な地球環境**の実現
- **現世代のニーズを満たし、将来の世代が豊かに生きていける社会**の実現

【強靱性の確保】

- 災害や感染症、サイバーテロ、サプライチェーン寸断等の脅威に対する**持続可能で強靱な社会の構築**及び**総合的な安全保障**の実現

一人ひとりの多様な幸せ(well-being)が実現できる社会

【経済的な豊かさや質的な豊かさの実現】

- 誰もが**能力を伸ばせる教育**と、それを活かした**多様な働き方を可能**とする労働・雇用環境の実現
- 人生100年時代に**生涯にわたり生き生きと社会参加**し続けられる環境の実現
- 人々が夢を持ち続け、コミュニティにおける**自らの存在を常に肯定し活躍**できる社会の実現

この社会像に「信頼」や「分かち合い」を重んじる**我が国の伝統的価値観**を重ね、**Society 5.0を実現**

国際社会に発信し、世界の**人材と投資**を呼び込む

Society 5.0の実現に必要なもの

サイバー空間とフィジカル空間の融合による**持続可能で強靱な社会への変革**

新たな社会を設計し、**価値創造の源泉となる「知」の創造**

新たな社会を支える**人材の育成**

「総合知による社会変革」と「知・人への投資」の好循環

Society 5.0の実現に向けた科学技術・イノベーション政策

- **総合知**や**エビデンス**を活用しつつ、未来像からの「バックキャスト」を含めた「フォーサイト」に基づき政策を立案し、評価を通じて機動的に改善
- 5年間で、政府の研究開発投資の総額 **30兆円**、官民合わせた研究開発投資の総額 **120兆円** を目指す

国民の安全と安心を確保する持続可能で強靱な社会への変革

- (1) **サイバー空間とフィジカル空間の融合による新たな価値の創出**
 - ・ 政府のデジタル化、デジタル庁の発足、データ戦略の完遂（ベースレジストリ整備等）
 - ・ Beyond 5G、スパコン、宇宙システム、量子技術、半導体等の次世代インフラ・技術の整備・開発
- (2) **地球規模課題の克服に向けた社会変革と非連続なイノベーションの推進**
 - ・ カーボンニュートラルに向けた研究開発（基金活用等）、循環経済への移行
- (3) **レジリエントで安全・安心な社会の構築**
 - ・ 脅威に対応するための重要技術の特定と研究開発、社会実装及び流出対策の推進
- (4) **価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成**
 - ・ SBIR制度やアントレ教育の推進、スタートアップ拠点都市形成、産学官共創システムの強化
- (5) **次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり(スマートシティの展開)**
 - ・ スマートシティ・スーパーシティの創出、官民連携プラットフォームによる全国展開、万博での国際展開
- (6) **様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用**
 - ・ 総合知の活用による社会実装、エビデンスに基づく国家戦略*の見直し・策定と研究開発等の推進
 - ・ ムーンショットやSIP等の推進、知財・標準の活用等による市場獲得、科学技術外交の推進

*AI技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、宇宙、海洋、環境エネルギー、健康・医療、食料・農林水産業等

社会からの要請
知と人材の投入

知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

- (1) **多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築**
 - ・ 博士課程学生の処遇向上とキャリアパスの拡大、若手研究者ポストの確保
 - ・ 女性研究者の活躍促進、基礎研究・学術研究の振興、国際共同研究・国際頭脳循環の推進
 - ・ 人文・社会科学の振興と総合知の創出（ファンディング強化、人文・社会科学のDX）
- (2) **新たな研究システムの構築(オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進)**
 - ・ 研究データの管理・利活用、スマートラボ・AI等を活用した研究の加速
 - ・ 研究施設・設備・機器の整備・共用、研究DXが開拓する新しい研究コミュニティ・環境の醸成
- (3) **大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張**
 - ・ 多様で個性的な大学群の形成（真の経営体への転換、世界と伍する研究大学の更なる成長）
 - ・ 10兆円規模の大学ファンドの創設

一人ひとりの多様な幸せと課題への挑戦を実現する教育・人材育成

- 探究力と学び続ける姿勢**を強化する教育・人材育成システムへの転換
- ・ 初等中等教育段階からのSTEAM教育やGIGAスクール構想の推進、教師の負担軽減
 - ・ 大学等における多様なカリキュラムやプログラムの提供、リカレント教育を促進する環境・文化の醸成

世界と伍する研究大学を目指すための大学改革

改革の方向性

世界的規模で公共的な価値への投資が活発化・加速化する中、**機能拡張により公共を担う経営体へ転換**し、全国的知的インフラのネットワーク集積機能を活かし、成長戦略の切り札として貢献【**新たな役割**】

※国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議報告より（座長：金丸恭文フューチャー（株）代表取締役）

脆弱化する研究基盤

- 我が国の**大学の資金力は乏しく**、若手研究者に**十分な給与やポストを提供することが困難**
- 博士課程への進学率は減少**し、結果として**研究力**（良質な論文数や、スタートアップ創出数などの社会実装力）が**低下**

大学基金規模

ハーバード	4.5兆円
イエール	3.3兆円
スタンフォード	3.1兆円
プリンストン	
MIT	
ケンブリッジ	1.0兆円
オックスフォード	
慶應	730億円
早稲田	300億円
東京大学	150億円

※ 各大学HPより(2017,2019)

Top10%論文数の各国順位

年次	米国	中国	英国	ドイツ	日本
1996-1998	1	4			13
2006-2008	1	4	7		
2016-2018	1	2	3	4	11

※ 整数カウント

10兆円規模の大学ファンドの創設

政府出資 0.5兆円（令和2年度第3次補正予算）
財政融資資金 4兆円（令和3年度財政投融资計画）

◆基本的枠組み

- 科学技術振興機構（JST）に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行

◆支援内容

- 世界と伍する研究大学への成長の支援
- 博士課程学生を含む若手研究者支援

令和3年国立大学法人法改正（案）（第1弾）

◆大学ガバナンスの改善

- 学長選考会議による学長の業務執行状況のチェック機能を強化
- 監事の常勤化により監査体制を強化

◆大学の財務基盤の強化

- 国立大学法人の出資対象事業を拡大し、財務基盤を強化するとともに大学の研究成果等の社会への還元をより一層促進
- ① 大学の研究成果を活用したコンサルティングや研修・講習を実施する事業者への出資を国立大学法人に拡大（現在は指定国のみ）
- ② 大学の教育研究に係る施設・設備や知的基盤の管理・共用促進を行う事業者への出資を可能化
- ③ 指定国立大学法人について、技術系の大学発ベンチャーへの出資を可能化

第2弾の法改正の方向性（案）

大学ファンドを受けるに相応しいガバナンスの構築や**世界トップレベルの大学になるための特例的な規制緩和**等

※世界と伍する研究大学専門調査会にて検討予定

10兆円規模の大学ファンドの創設

総合科学技術・イノベーション会議
世界と伍する研究大学専門調査会
(第1回) R3.3.24 資料3【抜粋】

現状とファンド創設の狙い

- 研究力(良質な論文数)は相対的に低下
- 博士課程学生は減少、若手研究者はポストの不安定/任期付
- 資金力は、世界トップ大学との差が拡大の一途

□ **世界トップ研究大学の実現に向け、財政・制度両面から異次元の強化を図る**

- ✓ **大学の将来の研究基盤への長期・安定的投資の抜本強化**
- ✓ **世界トップ研究大学に相応しい制度改革の実行**

制度概要

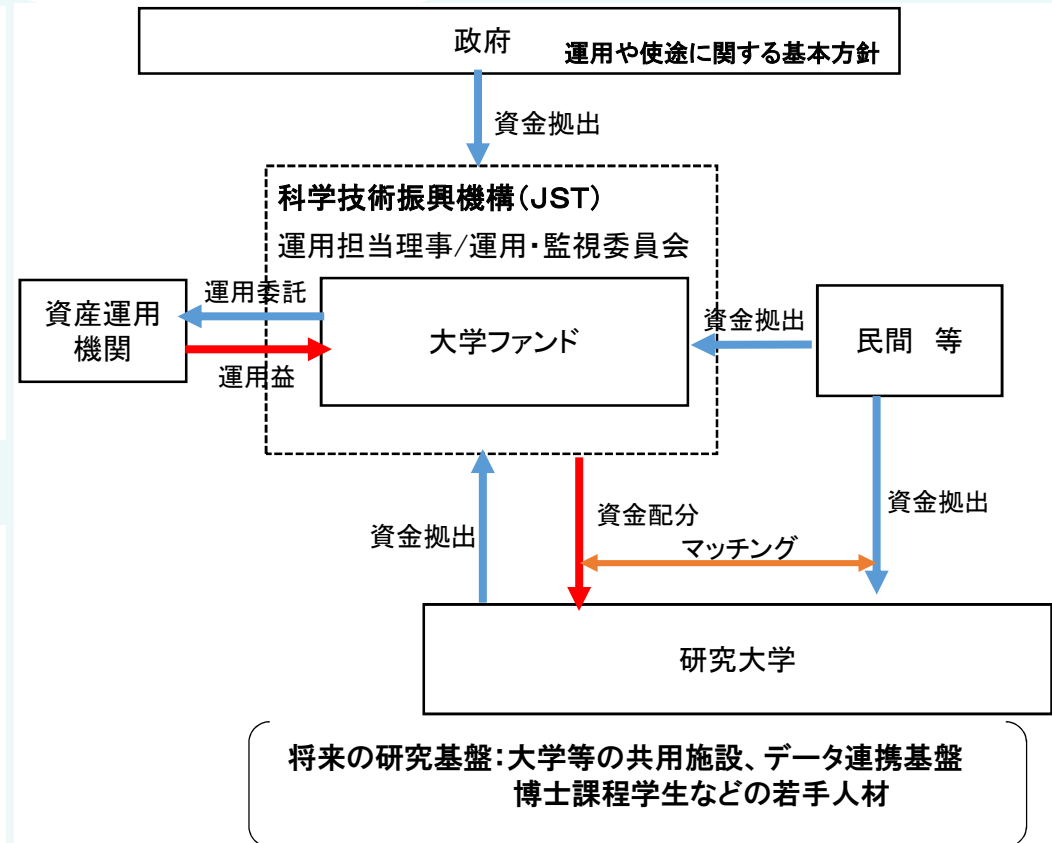
基本的枠組み

- 科学技術振興機構(JST)に大学ファンドを設置
- 運用益を活用し、研究大学における将来の研究基盤への長期・安定投資を実行
- 参画大学は、世界トップ研究大学に相応しい制度改革、大学改革、資金拠出にコミット
- ファンドは50年の時限、将来的に大学がそれぞれ自らの資金での基金運用するための仕組みを導入。

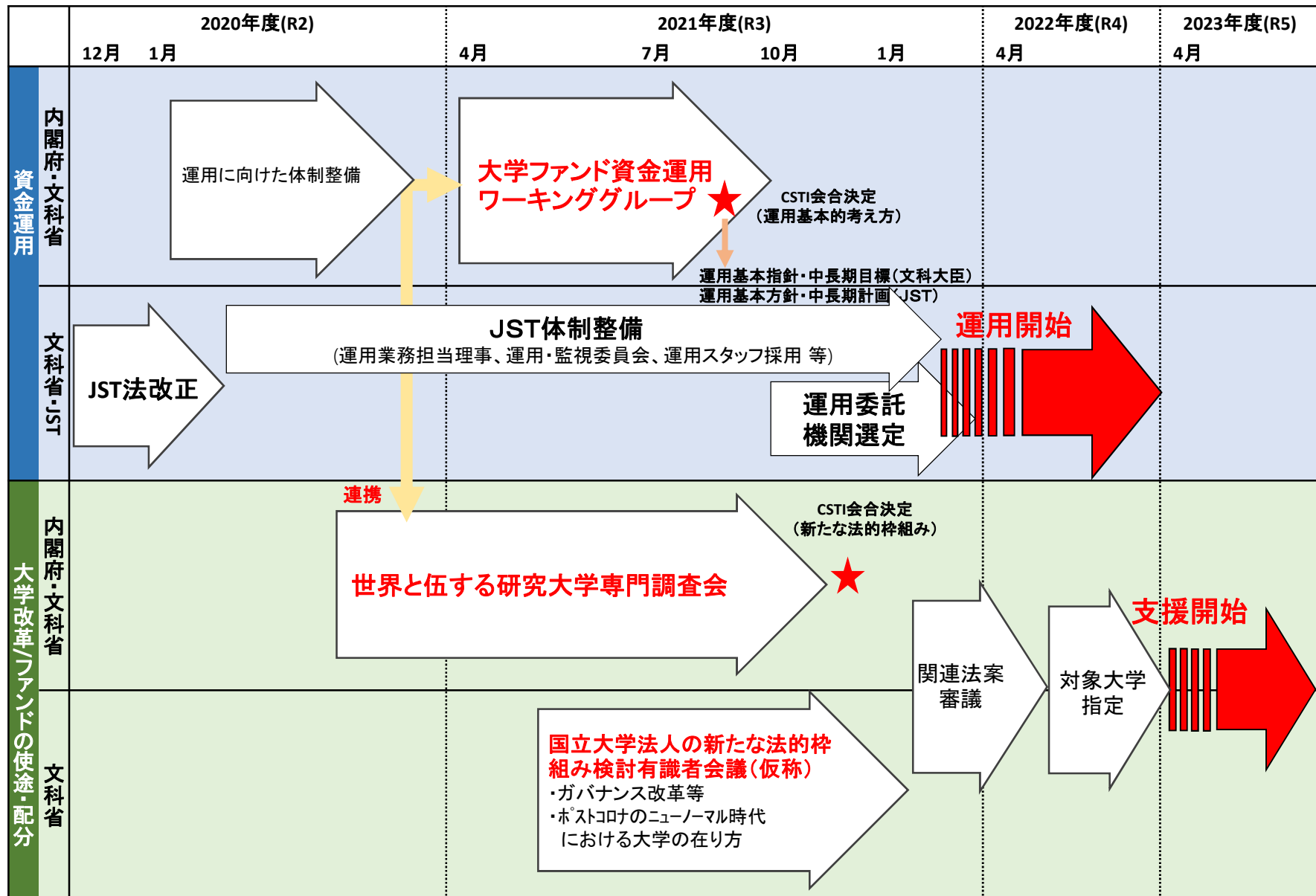
大学ファンドの運用

- 4.5兆円(*)からスタート、大学改革の制度設計等を踏まえつつ、早期に10兆円規模の運用元本を形成
※政府出資0.5兆円(R2第3次補正予算)、財投融資4兆円(R3財設計画額))
- 長期的な視点から安全かつ効率的に運用/分散投資/ガバナンス体制の強化など万全のリスク管理
- R3年度中の運用開始を目指す

スキーム



大学ファンドの創設に係るスケジュール(イメージ案)



経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

魅力ある学びの場と地域産業を地方に創り、若者の地方定着を推進するため、理工系の女性を含むSTEAM人材の育成等に必要な、地方国立大学を含めた定員増や地域雇用向けの地元枠の設定、若手・実務家教員の別枠定員での登用、大学間のオンライン教育での連携等、魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定する。

まち・ひと・しごと創生基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第2章 政策の方向

2. 新たな日常に対応した地域経済の構築と東京圏への一極集中の是正

(2) 地方への移住・定着の推進

① 地方大学の産学連携強化と体制充実

地方大学には、地域「ならではの」人材を育成・定着させ、地域経済を支える基盤となることが求められており、地域の特性やニーズを踏まえた人材育成やイノベーションの創出、社会実装に取り組む地方大学の機能強化を図ることが重要である。また、若者を惹きつけるような魅力的な地方大学を実現するためには、このような地方大学の特色を活かした優れた取組を重点的に支援することが重要である。

このため、地域の課題やニーズに適切かつ迅速に対応できる魅力的な地方大学の実現に向け、地方公共団体や産業界を巻き込んだ検討を行い、地方においても今後更にニーズが高まるSTEAM人材等の育成等に必要な地方国立大学の定員の増員やオンライン教育を活用した国内外の大学との連携等を盛り込んだ、魅力的な地方大学の実現とともに魅力的な雇用の創出・拡大のための改革パッケージを早急に取りまとめる。また、複数の高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する「地域連携プラットフォーム（仮称）」の構築や、これを活用した地域産業の推進等に資するエコシステムの構築を推進する等、若者をはじめ地域の様々なステークホルダーにとって魅力的な地方大学を目指す。

第3章 各分野の政策の推進

2. 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとへの流れをつくる

(1) 地方への移住・定着の推進

③ 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興等

【具体的取組】

(a) 特色ある地方創生のための地方大学の振興

- 地方大学において、地域の特性やニーズを踏まえた人材を育成し、地域に着実に定着させるとともに、イノベーションの創出や社会実装により地方における新たな産業や雇用の創出を更に推進するため、STEAM人材の育成や分野融合の教育研究推進とその成果の社会実装等を強化する地方国立大学の定員の増員を含め、今後の地方大学の望ましい在り方を実現するための大胆な改革に向けた検討を速やかに行う。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）
（令和2年12月21日閣議決定）

本論 第2期における地方創生

第2章 第2期における施策の方向性

2-1 地方への移住・定着の推進

(2) 修学・就業による若者の地方への流れの推進

① 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興

近年、地方大学の定員充足率が高まる傾向にある中で、地方大学等への進学、地方企業への就職という流れを更に促進し、地方への若者の定着を図るためには、魅力ある学びの場をつくとともに、地域の中核的産業の振興と、これを担う実践的な専門人材の育成を推進することが重要である。また、地方において今後進むデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）をリードする人材の育成など、地方大学に期待される役割も社会の変化とともに大きく変わりつつある。

このため、「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」を踏まえ、地方大学における地方公共団体や産業界のニーズに応じた特色ある取組や、そういった特色を打ち出していくための組織改革を促すための具体的方策とともに、地方国立大学の特例的な定員増の要件や対象大学の選定方法等についても早急に検討し、地方大学改革を着実に進める。

付属文書 政策パッケージ

2-1 地方への移住・定着の推進

(2) 修学・就業による若者の地方への流れの推進

① 魅力ある地方大学の実現と地域産業の創出・振興

i 特色ある地方創生のための地方大学の振興

- (a) 「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」を踏まえた検討及び具体的対応を着実に進める。特に、最短で令和4年度から地方国立大学の定員増を特例的に認めるにあたり、特例に相応しい特別な運用を早急を実現する。

地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ【ポイント版】

令和2年12月22日地方創生に資する地方大学の実現に向けた検討会議

地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性と国における対応について、本年9月から12月にかけて検討会議を計7回実施し、以下のとおり取りまとめを行った。※本取りまとめにおいて、「地方大学」とは、**東京圏以外に所在し、地方創生への貢献をそのミッションとする**大学を指す。

1. はじめに

○18歳人口の減少・グローバル化やSociety5.0時代の到来・地方大学の厳しい現状を踏まえ、

- ・大学の存続は**地域全体の課題**。首長や関係者のアクションが必要
- ・地方創生に資する地方大学の**モデルを早急に創出し**、他に波及すべく、**本当に変わろうとする大学**・大学の中で**特区的に改革を進める主体**を見出し、改革を進めるための支援を実施

2. 地方創生に資する地方大学が目指すべき方向性

○コロナ禍による**急激なDX化**をチャンスに、知的・人的リソースを**地域経済活性化につなげる**地方大学の実現のため、以下の方向を目指す

①ニーズオリエンテッドな大学改革を目指すべき

- ・人材ニーズ等を踏まえ、**他大学との差別化**により「**選ばれる大学**」を目指す

②地域でのプレゼンスを存分に発揮すべき

- ・大学の持つ知的・人的リソースにより、**地域産業の第二創業的なイノベーション**や**新産業の創出**につなげるほか、産学連携により**質の高い人材育成**を行う。また、**民間や国公私を超えた大学間の連携・協働**を行う

③大学改革を実現するため、ガバナンス改革に取り組むべき

- ・**トップの覚悟**とそれを**学内に浸透**させる工夫を行う。民間人材を積極的に登用する。学部・学科間の**横並び意識**に基づく「**悪平等**」を排するほか、「**教員ガバナンス**」によった**学長選考プロセス**を早急に見直す

3. 地方公共団体や産業界等への期待

○大学の力を活用しつつ、地方公共団体・産業界・金融機関等との連携により、**地域が持つ潜在力を発揮し、多様なイノベーション**を期待

- ・首長のリーダーシップにより**地域の高等教育の将来像をデザイン**し、**ステークホルダーで共有**し、ビジョンの実現に向けた動きを具体化する
- ・**地域金融機関のサポート**も受け、**産学官が意見を交わす機会**を恒常的に確保する

4. 国における今後の対応

- 国は、**以下について早急に検討・具体的に対応**すべき
- 本検討会議を**存続し、適宜文部科学省と意見交換**することで、**同省における議論と有機的に連動し、先導的影響力を行使**することを期待

①地方大学の本質的な改革を促すために

- ・「**自ら開設**」の原則をはじめ、**DX等を踏まえた制度・運用を模索**する
- ・地方国立大学に対し**地域への貢献を新たなミッションとして明示**するとともに、**運営費交付金を追加配分**する等の**環境整備の検討**を行う
- ・**補助金予算の一部の運営費交付金への移管**や、大学の**自由裁量で活用できる補助金枠の創設**等、**運営費交付金の根本的な部分の見直し**も含めて検討を行う

②地方国立大学における特例的な定員増を価値あるものとするために

- ・**文部科学省と本検討会議で合意されたプロセス**に基づき**審査・選定**を行った上で、**極めて限定的で、特例的に行う必要性が認められる場合**に、**地方国立大学の定員増を認める**
- ・文部科学省は定員増を伴う改革については、**従来の運営費交付金とは切り分けて、研究・教育に必要となる経常的な支援**を行うべきである
- ・文部科学省は、大学に対し定員増に関わる**ミッションや5年程度の目標を設定**させ、**中長期的に大きな裁量権を与える**とともに**結果責任を問う**ような、**包括的かつ結果管理型の契約的な考え方**を取り入れるべきである
- ・改革を行う組織に対して**国からの支援も大学本体とは切り離し**経営的に**独立**させること等、**効果的な支援の在り方**について検討を行う

5. おわりに

- 地方を支える知の拠点**として**公立・私立大学は重要な役割**を果たしており、**今後さらなる飛躍が期待**される
- 国立・公立・私立を問わず**地方大学が、地方創生に資する大学を目指しトランスフォーメーションを進め**、さらに**魅力的に発展**していくために本取りまとめを役立てていただくことを期待する

魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について

令和3年2月 中央教育審議会大学分科会

- 本気で地方創生に取り組む地方国立大学の、大学改革を先導するような具体的取組については、原則として学部の定員増が認められていない国立大学に、極めて限定的かつ特例的に定員増を認めることも、地方大学の振興方策の一つとなり得る。
- その際、従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で、各大学が留意しなければならない事項について、中央教育審議会としての考え方を整理。

①地方創生に資する取組であること

- ・学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の地元定着につながるなど、他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること。
その際、地域の地方公共団体（首長）・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること。（例 地元定着のための地域独自の奨学制度、地域の特長を生かした産業創出等）

②地域における緊密な連携が図られた取組であること

- ・地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること。

③地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること

- ・地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること。
- ・地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じたキャリアアップ・キャリアチェンジ支援等、地域ニーズを踏まえた人材育成に資する取組であること。
- ・上記について、学部、大学院を通じた教育研究の質の向上、外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されていること。

④ 中長期的なKPI が設定された取組であること

- ・ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、中長期的なKPI の設定を求める。

⑤ その他

- ・ポストコロナのDX 社会における人材育成については、地域に定着しながら都市部にある企業で働くことが可能になるなど、地方創生に資する新たな働き方が生じつつあることを考慮すること。

（今後に向けて）

- ✓ 魅力ある地方大学づくりは国立大学のみで成立するわけではない。公私立大学を含め、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められており、中央教育審議会大学分科会においては、引き続き、魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていく予定。
- ✓ その際、魅力ある地方大学の実現と各大学における質保証の取組は表裏一体のものであり、各地域において必要とされる大学とはどのようなものであるのかについて、引き続き議論。

魅力ある地方大学の実現に資する地方国立大学の特例的な定員増について

令和 3 年 2 月

中央教育審議会大学分科会

(地方大学の役割)

国立大学をはじめとする我が国の大学を取り巻く状況は大きく変化している。デジタル化やグローバル化の進展、Society 5.0 の到来等、知識集約型社会へと社会・産業構造の急速なパラダイムシフトが起きている。また、少子化や生産年齢人口の減少、過度な一極集中等によって地域の活力が低下しつつある。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一極集中から地方分散への流れが大きく加速している中であって、地方創生や地域分散型社会形成に向けた取組の重要性が増してきている。

このような現状下、地域において、「知」の集積地である大学にしか果たせない役割がある。例えば地方大学には、医療、福祉、教育といった地域のエッセンシャルワーカーを育成する役割がある。また、地域の産業界等と連携をすることで、リカレント教育等を通じて地域に必要な労働力を育成するという側面もある。さらに、教育研究機能を活用し、地域の特性を生かした産業創出やそれに伴う雇用創出等も期待される場所である。

大学の知的資源を活用し、地域の産業界等と連携することによって、地域課題の解決に取り組むこと等により、大学が地域の核となる取組が生まれつつある。今後、こうした取組を更に推進し、大学が地域の教育研究の拠点として、全国各地において各地域のポテンシャルを引き出し、より一層、地方創生に貢献していくという在り方が求められることとなる。

(地域における地方国立大学の意義)

国立大学は、全ての都道府県に設置され、我が国社会が人材育成と研究の発展のために長い年月をかけて築き上げてきた知のプラットフォームである。我が国最大かつ最先端の知のインフラであり、社会変革の原動力となり得る存在である。

また、知識集約型社会においては、知と人材の集積拠点である大学は、高等教育の機会均等の確保に資する存在であるということに加え、地域の産業を支える基盤として、都市部だけでなく、地方における産業拠点の中心的な存在になるという新たな在り方が志向される。そうした観点から、地域の高等教育の中核となる地方国立大学については、地域貢献の役割をしっかりと自覚し、地方公共団体、地元産業界等と連携し、その地域の特色や、今後育成すべき人材像をはじめとする地域の将来像についてしっかりと議論をした上で、他の公私立大学をはじめとする高等教育機関も巻き込み、高等教育機関が持つ知的資源を最大限に活用し、地域をけん引する、そうした役割の中核を担うことが期待される。

(地方国立大学の定員増)

こうした観点から、18歳人口が減少する中においても、本気で地方創生に取り組む地方国立大学の、大学改革を先導するような具体的取組については、原則として学部の定員増が認められていない国立大学に、極めて限定的かつ特例的に定員増を認めることも、地方大学の振興方策の一つとなり得ると考えられる。

その際、従来運用上認められてこなかった定員増を提案する上で、各大学が留意しなければならない事項について、中央教育審議会としての考え方を以下のとおり整理する。

① 地方創生に資する取組であること

- ・学長の強力なリーダーシップの下、各大学の強みを生かし、若者の地元定着につながるなど、他の大学の模範となる意義のある、地方創生に資する取組であること。

その際、地元の地方公共団体（首長）・産業界等がそれぞれ主体的に地方創生の必要性や取組の重要性を認識の上、国立大学のリソースを十分に活用するような取組であること。（例 地元定着のための地域独自の奨学制度、地域の特長を生かした産業創出 等）

今回の地方国立大学の定員増は地方創生の観点から行われるものである。したがって、その取組は地方創生に資するものであり、限定的かつ特例的と

いう趣旨に沿った優位性のあるものでなければならない。そのためには、学長のリーダーシップが十分発揮され、他の大学にとってモデルとなるような、先導的な地方創生に資する取組となっていることが必要であり、具体的な効果が見通せるものでなければならない。

そのためには、定員増を提案する国立大学においては、学長のリーダーシップの下、学内の教育研究リソースを最大限活用できる体制となっていることが必要となる。また、地方創生であるからには、地方公共団体の長のリーダーシップも必須となる。学長と地方公共団体の長が、組織対組織の関係を作り上げ、そこに産業界等も加わり、地方公共団体・産業界等が国立大学の教育研究リソースを最大限活用するという在り方が求められる。加えて、今回の定員増を活用し、文理融合・分野横断を推進するなど日本の高等教育機関の課題を乗り越える新しい試みを講じることや、大学のグローバル化を推進するなど、他の大学を先導するような取組であることが求められる。

そうした観点からは、例えば、地域の大学進学率の分析や、他地域への大学進学時の学生の流出状況、どのような分野が地域においてニーズがあるかなどの詳細な分析を行った上で、地元定着のための地域独自の奨学金制度を設けることや、入学者選抜における地元枠の設定、地域の特長を生かした産業創出に取り組むことにより、地方創生に資する取組であると明確に説明ができることが求められる。

② 地域における緊密な連携が図られた取組であること

- ・地域連携プラットフォームを通じた地域構想の策定や、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携、地元企業と連携したインターンシップの実施等、地域の他の公私立大学をはじめとする高等教育機関や、地方公共団体、産業界等と緊密な連携がなされた取組であること。

大学は地域社会において活躍する人材を育成するのみならず、地域経済・地域社会を支える基盤としても重要な様々な機能を持つことから、地域社会でどのような人材が必要なのか等について、恒常的に情報を把握・共有し、地域社会を構成する関係者間で真剣に考えることが必要となる。そのためには、大学のみならず、地方公共団体、産業界等の様々な関係機関が一体となった

恒常的な議論の場を構築するため「地域連携プラットフォーム」の構築が求められる。

当該プラットフォームにおいて、公私立大学や高等専門学校、専門学校等の地域における高等教育機関とともに、地方公共団体等が策定している地域社会や地域産業のビジョン、地域の人口推移・推計、高校生の大学等進学需要、地域の大学がどの程度地域の進学需要を受け止めることができるのかという進学者収容力、域内の産業構造や域内産業界が求める人材需要といった地域の現状・課題・将来予測について共有し、地域における高等教育のグランドデザインや人材育成計画について議論した上で、地域課題を解決するための取組の一つとして、地域における高等教育の中核として、地方国立大学の定員増が位置付けられることが必要となる。

具体的には、設立された地域連携プラットフォームにおける議論を踏まえ、各地方公共団体における地方創生のための計画に当該地方国立大学の定員増がしっかりと位置付けられ、財政的な支援も含め、当該取組を地方公共団体・産業界等・地域の他の高等教育機関が連携して推進していくということが明確になっていることが求められる。その際、定員増を行う国立大学が中核となって、オンライン教育の活用による地域の他大学との連携を強化する取組や、地元企業と連携したインターンシップの実施等が行われることが期待される。また、大学等連携推進法人制度等を活用することにより、当該国立大学と地域の他の大学との連携を推進することも期待される。

また、定員の設定に当たっては、全学的な定員の在り方を検討した上で、長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しとなっているか、学生の卒後の進路が十分確保されることが見通されており、人材需要の動向を十分考慮したものとなっているか等について、客観的な根拠に基づいて説明がなされることが必要である。その際、定員増を行う分野については、地域連携プラットフォーム等での議論を踏まえ、真に地域にとって必要な分野を、様々なデータ等に基づき見定めた上で提案される必要がある。

③ 地域における雇用創出・産業創出やリカレント教育の推進に資する取組であること

- ・地域連携プラットフォーム等の地方公共団体、地元産業界等との連携組織を設け、地域の特性やニーズを踏まえた、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことで、地域の産業創出や若者の雇用創出に貢献する取組であること。
- ・地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じたキャリアアップ・キャリアチェンジ支援等、地域ニーズを踏まえた人材育成に資する取組であること。
- ・上記について、学部、大学院を通じた教育研究の質の向上、外部資金の獲得や外部人材の登用を含む人事制度上の工夫等について計画性・透明性を持った取組が担保されていること。

今回の地方国立大学の特例的な定員増は、地方創生に資するという観点から行われるものであることから、当然、地域の特色やニーズを踏まえ、イノベーションの創出や社会実装に本気で取り組むことによって、地域における産業創出や雇用創出につながるものでなければならない。その際、②で掲げたとおり地域連携プラットフォーム等を通じて、地域社会の大学等への期待や、地域社会にどのような貢献ができるのかなどを把握し、教育、研究、社会貢献の取組に新たなニーズを取り入れていくことが必要となる。また、地方公共団体、地元産業界等との連携という意味では、寄附講座の提供や共同研究の実施、大学への講師派遣や地元企業でのインターンシップの実施といったことが考えられる。

また、地方大学が地域に必要な人材を育成する機関であるという趣旨からすると、リカレント教育の取組は非常に重要である。地域の特色を生かした産業を創出し、活性化していく上では、当該産業で活躍することができる人材を養成する必要がある。そのためには大学が高等学校を新たに卒業した者だけでなく、地域の社会人や女性を対象として、リカレント教育を通じてキャリアアップ、キャリアチェンジを促進していくことが望まれる。その際、地域卒や社会人卒といった入学定員の設定を工夫することも考えられるだろう。

さらに、イノベーションの創出や社会実装化という意味では、大学院における教育研究の充実が重要となる。定員増を行う学部教育と大学院教育が十分に連携し、双方で質の向上が見込まれるような取組であることが必要である。

また、教育研究の充実という観点では、地方公共団体や産業界等との緊密な連携により、人的・物的・財政的な支援を受けられる計画となっていることが必要である。特に財政的な支援については、国費のみに依存しないという観点から、地域からの安定的な支援に加えて、競争性のある補助金や共同研究、寄附等の多様な外部資金が獲得できる計画となっていることが求められる。人材面では、地域ニーズに対応した人材養成という意味から、学内外から多様な人材が参画する体制となっていることが求められる。その際、全学的な学内資源再配分に取り組みつつ、クロスアポイントメントの導入等、学外からの人材登用が促進されるための人事制度上の工夫が行われていることも必要になる。そして何よりも、これらの取組等について、大学がしっかりと情報発信・情報公表を行い、透明性を持って進められることが必要である。

④ 中長期的な KPI が設定された取組であること

- ・ステークホルダーへの説明や結果責任へのコミットの観点から、中長期的な KPI の設定を求める。

今回の定員増は、従来認められてこなかった国立大学の定員増について、地方創生の観点から、特例的かつ限定的に規制緩和を行うものである。従って、その結果に対しては明確なコミットメントが求められる。また、上述のとおり、地方公共団体や地域の産業界等、他の高等教育機関と密接な連携を構築した取組であるなど、多様なステークホルダーの関与が前提となるものであり、そうした観点からも、説明責任が伴うものである。

一方で、例えば地域における産業創出や雇用創出等は、定員増の結果即座に成果を生み出すものとは言い難く、大学が腰を据えて取り組める環境も必要となる。

このため、事後の客観的な検証が可能な形で、当該取組の成果・効果を測ることができる中長期的な指標としての KPI が設定されることが必要である。地域の人口推移・推計や、高校生の大学等進学需要、地域の大学がどの程度地域の進学需要を受け止めることができるのかという大学進学者収容力、域内の産業構造や域内産業界等が求める人材需要といった地域の現状・課題・

将来予測を十分に踏まえ、多面的にその取組を確認することができるよう複数の目標が設定されることが求められる。

⑤ その他

- ・ポストコロナの DX 社会における人材育成については、地域に定着しながら都市部にある企業で働くことが可能になるなど、地方創生に資する新たな働き方が生じつつあることを考慮すること。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、社会が地域分散型へとシフトしていく大きな契機となった。特に、働き方という意味では、テレワークが大きく普及し、必ずしも企業が所在する場所に出社せずとも勤務をすることが可能となっている。特に、IT 分野等はそうした傾向が強く、場所にとらわれない新しい働き方が生じつつある。すなわち、都市部以外の地域にとっても大きなチャンスであり、仕事があるから都市部に出るのではなく、地域にしながら働き続けるという新たな地方創生の可能性を生み出すものであり、情報技術分野の人材が、こうしたポストコロナの DX 社会を支えていくという点について留意する必要があるだろう。

(内閣官房に求めること)

今回の地方国立大学の定員増は、地方創生の観点から行われるものであることから、地方創生を総合的に推進する立場にある内閣官房においては、この取組について率先して、地方公共団体の長のリーダーシップの発揮を促すとともに、財政面も含めた支援を行うことを求めたい。

また、地方創生に関する観点については内閣官房においても確認することができるよう、必要な体制の構築や、省庁間の更なる緊密な連携を求めたい。

(終わりに)

今回は内閣官房に設置された「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議」の取りまとめを踏まえ、年度内を目途に地方国立大学の定員増に関する要件について取りまとめる必要があることから、上述のように考え方を示したものである。

しかしながら、魅力ある地方大学づくりは国立大学のみで成立するわけではない。公立大学は設置者である各地方公共団体により地方財政という公的資金を基盤として運営されるという性格から、設置者である地方公共団体の人材養成等各種の政策をより直接的に体现するという役割を持つ。また、私立大学については、我が国の学部学生の約8割の教育を担っており、「建学の精神」に基づき、多様性に富み、独創的な教育研究を行う役割がある。これまでの歴史的な経緯等を踏まえ、それぞれの高等教育機関が持つ「特色」と「強み」を最大限に生かして、地域における高等教育の在り方を再構築していくことが求められている。そうした観点から、中央教育審議会大学分科会においては、引き続き、魅力ある地方大学づくりをテーマとして議論を継続し、魅力ある地方大学を実現するための様々な支援方策等について議論を深めていくこととしたい。

その際、魅力ある地方大学を実現する上では、各地域において求められる大学であり続ける必要がある。魅力ある地方大学の実現と、各大学における質保証の取組は表裏一体のものであり、そのような観点も含め、各地域において必要とされる大学とはどのようなものであるのかについては、引き続き議論を深めていくこととしたい。

検討の目的

- 大学ファンドの創設によって、国内トップ研究大学を世界に伍する研究大学の水準に引き上げていくための道筋が一定程度ついた。
- しかし、日本全体が欧米や中国などと伍していくための研究開発力を備えていくためには、トップ研究大学のみならず、それ以外の大学の研究開発力を抜本的に強化していくことが必要。
- したがって、それらの大学がその規模や機能、立地に応じて期待される役割を明確にしつつ、そのために必要な施策の在り方を示すこととする。

検討体制

金光 謙一郎 大臣官房文教施設企画・防災部計画課長

横井 理夫 総合教育政策局地域学習推進課長

淵上 孝 高等教育局高等教育企画課長

西田 憲史 高等教育局大学振興課長

堀野 晶三 高等教育局国立大学法人支援課長

仙波 秀志 科学技術・学術政策局研究開発基盤課長

齊藤 卓也 科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長

渡邊 淳 研究振興局基礎研究振興課長

塩原 誠志 研究振興局学術機関課長

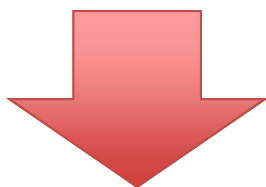
※事務局：科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課

地方大学振興に係る政策文書などでの位置づけ

【地方大学振興に関する言及をしている政策文書等の例】

1. 中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（H30.11.26）
2. 文部科学省高等教育局「地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン」（R2.10）
3. 「大学等連携推進法人について（概要）」（文部科学省ウェブサイト）
4. 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議「地方における若者の修学・就業の促進に向けて」（H29.12.8）
5. 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（R2.7.17閣議決定）
6. 「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」（R2.7.17閣議決定）
7. 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）（R2.12.21閣議決定）
8. 地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議「地方創生に資する魅力ある地方大学の実現に向けた検討会議 取りまとめ」（R2.12.22）
9. 「魅力ある地方大学の在り方に関するこれまでの意見と今後の論点」（R3.2.9中央教育審議会大学分科会（第159回））
10. 地域科学技術イノベーション推進委員会「地域科学技術イノベーション・エコシステムの構築に向けた方策について（最終まとめ）」（R3.1）

個々の大学を取り巻く環境を踏まえつつ、**魅力的な特色を持つ大学づくりを目指すべき**という方向性が打ち出されている



しかしながら、実際は、

各大学が魅力的な特色を持つ仕組みの整備、満足な状況とは言えず、**各省庁・各局課がばらばらに実施**しているにとどまる

そのような状況から**地方大学の特色が出しきれていない**

トップ研究大学以外を振興するにはどうすべきか？

各大学を取り巻く環境は様々であり、各大学の経営方針に基づいた組織の新陳代謝により、それぞれの大学の特徴を一層強くする方向に促す

- 特定の研究分野で国際的に優れた研究力を有する大学において、当該分野を更に伸ばす

※イメージ：熱帯病（主に感染症）研究に強みを持つ長崎大学

- 地方自治体や産業界と共に、地域社会のあるべき姿に基づき、地域課題解決・地域経済発展に貢献する大学は、その方向性を更に加速

※イメージ：県内にサテライト地域連携拠点を複数設置し、地域のハブ機能も果たす三重大学

- 地方で活躍する人材輩出を志向する教育・人材育成
- 産学官による共同研究等を通じてイノベーションエコシステム形成
- それぞれの特色・方向性を評価し、大学が主体的にその特色・方向性を伸ばしていくための仕掛けが必要

地方大学振興の長期的方向性 ポイント（検討中・素案）

- ① これからの時代、大学の地方創生への貢献は非常に重要。それぞれの大学が自らの強みや特色を生かして、地域ならではの人材育成や研究開発、イノベーション創出に取り組む大学の主体的な取り組みを促すための施策を一体的に講じることが必要。個々の大学のみの改革では限界があることにも留意し、連携や共創を促す
- ② 拠点・大学単位の支援事業の横串を通す仕組みの構築を目指すとともに、基盤的経費においても地域ならではの取り組みや社会貢献を支援・評価する仕組みの導入を検討（先進的な取り組みを促進する制度的特例も検討）
- ③ 各種支援事業について、大学がワンストップで質問や相談ができるような情報提供体制の強化を図る等、大学間での情報格差を解消するとともに、審査プロセスの共通化や応募時期の統一など、大学にとってわかりやすい公募・採択の仕組みを検討